

議長（米澤秋男君） 通告8番、18番星 義之佑君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 星 義之佑君 登壇〕

18番（星 義之佑君） 私は、2件について御質問をさせていただきます。

まず一つは、障害者自立支援法の町の対応。二つ目が前田地区の水害対策ということでございます。

まず、障害者自立支援法については、ことしの4月に施行された障害者自立支援法の見直しを求める声が障害者団体を中心に非常に強まってきております。この法律が実施され、障害者は福祉サービス料の原則1割負担など新たに求められ、収入の乏しい障害者にとっては深刻な事態になっているのが現状ではないかと思われまます。

この自立支援法は、身体・知的・精神と障害の種類ごとに縦割りだったサービスを一元化することなどに主眼を置いたもので、支援費制度で対象外であった精神障害者も制度を利用できるように改善されたのですが、サービス料については障害者の収入に応じて払ってもらうこれまでの制度から、原則的に1割を負担する定率負担に変更されたということですが、すべて障害者に降りかかる問題に変わったようでございます。通所施設の場合、3月までは95%の利用者が無料で施設を利用できたが、新制度では、生活保護世帯を除き毎月1万5,000円から3万7,000円の負担に変わってきたということでございます。さらに、これまで無料提供されておりました食事や光熱費までも、4月からの支援法に変わりましたからは実費負担となった次第であるようです。障害者の収入源である障害基礎年金は月6万円から8万円程度、障害者が通所授産施設で働いて得る賃金は1人当たり月数千円という非常に微々たるものにすぎないので、このように収入の少ない障害者から、すべてのものが今まで無料で受けていたものが負担ということになってきますと、基礎年金が6万円から8万円程度いただいておりますも、どこに残るか。その金は恐らく手元には残らないだろう、むしろ家計まで圧迫しているのではないかなというふうに思います。授産施設に通えなくなった障害者もあるということも聞いておりますし、宮城県の調査では、10月の段階で五十数名がこのサービスの利用や回数の減少に追い込まれたというようなことも聞いております。

このように弱者、障害者に重い負担を課せられることから、独自の負担軽減措置を時限的に設け、救済に乗り出す市町村もあるようですが、本町としてはその辺をどのようにお考えになっているのか町長にお伺いいたします。これは先ほど午前中の12番議員に取り組みに検討をしておるということですが、重ねてお尋ねを申し上げます。

2番目の前田地区の水害対策でございますが、これは去る9月27日、水害というと時期的にもっと早い時期に来るのが普通かなと思っておりましてけれども、このときも雨が降って、たちまちのうちに前田地区一帯が大洪水になったというので私に電話が入りまして、現場に行ってみたわけでございますが、やはりその電話のとおりいっぱいの水がもうあふれておりまして、ひどいところではもうすぐ床下浸水、そういうところまで、近いところまで行っております。

これまでもこの地区の問題について一般質問や要望等で問題として取り上げてまいりましたが、なかなか決定的な解決がないままこれまで来たような感じでおります。これまでも道路の排水の問題とか水路の拡幅、水路排水を、その水路が一番問題であるわけでございますけれども、入ってくる水が非常に大きいので、この日、どこから水が来るのかなと思って、ずっと上の方、上流をたどってまいりましたけれども、羽場地区の裏の山の奥の方からという感じがして、早い話、鉄砲水の連続みたいな、そういうようなもので、あの水があのまま入っていくんだなというような、私の目で見た目ではそんな感じがしたわけですが、ですからポンプアップをしておりますけれども、なかなかそのポンプアップも思うようにとれますか、入ってくる水が多いので、結局排水の方が負けてしまうというようなことではないかなと思います。

そしてこのポンプアップにつきましてのお願いなんですけれども、業者さんは決定というかわらざるんですけれども、業者さんに一々こっちから連絡しないと仕事が始まらないようなので、一任してはどうかというふうに思っております。というのは現場に行った際に、その作業員の方ですけれども、実際そのように任せてもらえば、雨が降ったときには覚悟してそこに張りついておるわけですからというような話が返ってきましたので、その辺のところがどのようにお考えになっておるのか、町長にお伺い申し上げます。

議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

町長（星 明朗君） 18番議員から二つの御質問をいただきました。

まず、障害者自立支援法の町の対応についてであります。お話、御質問の中にありましたように、いわゆる応能負担から応益負担に変わったということで、前にも説明申し上げましたというか午前中にも説明申し上げましたけれども、一律負担、定率負担となって、しかもその定率負担はいわゆる10%であります。しかし所得の格付が変わってまいりまして、非常に給付水準が高くなってしまった、負担水準が高くなってしまったということでもあります。

また御質問にあるとおり、光熱水費や食費も実費負担ということになったのも御案内のとおりで、もうなかなか大変だから、ある古川の施設にも通われなくなったと、何日か休むように

なると。その施設、いわゆる社会福祉施設では、これまでは1カ月幾らということだったんですが、日にち計算、何日に何人来たかということで計算されて、障害者が負担がきついで休むということになると、その分だけ福祉施設も収入減になるという、両方で大変なことになっておりまして、何らかの解決策を求めなければならないというのは、18番議員御指摘のとおりであります。

現在国でも、一回出してみたものの非常に反響が大きいといいますが、要請が大きいということで、国において即検討に入っているようでありまして、平成20年度まで第1期というのがありまして、その部分まではどうも現在のままで推移しそうだという現在の段階でありまして、申し上げたように県内各地で、各市町村で独自の支援策、負担の激変緩和策を打ち出しているようであります。

まず一つは、白石市など仙南地区の9市町がいわゆる独自の助成措置を行うと、軽減措置を行うということ等々を見ますと、36市町のうち22市町、11市11町が既に実施または実施の方向で検討されているようであります。これは本格施行はことしの10月でありますから、まだ2カ月足らずでありますので、今後我が町においてもできれば今年度から、半年分、いろいろ調査をしながら軽減措置を講じていく必要があるだろうと。今具体的に検討をさせているところでもありますので、もしかすると状況によっては3月の定例議会に提案をして、いわゆる10月からの軽減措置ということになるかもしれませんので、その節はよろしく御理解、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

それから、前田地区の集中豪雨については何度も御質問いただき、町としても対応に苦慮しているという一語に尽きるわけでありまして。9月27日のときの状況を見ますと、前の日、26日より降り始めた雨だったようでありまして、午前8時45分に大雨洪水警報が発令されて、即、警戒態勢に入りました。16時29分、夕方の4時29分に解除されたという状況でありまして、その間に御指摘のように地区が水浸しになったということでありまして。

現在、業者さんをお願いして、こちらから出動タイミングを図りながらポンプアップして強制排水を行っているところございまして、本来は委託先に任せっ放しの方が危機管理室も楽でありますし、場合によっては「あんだ方、遅かったよ」という責任転嫁もしかねない状況になるわけですね。でもそれはなかなか難しいんだと思います。大雨注意報が出そうだという段階から、私どももちゃんと職員を待機させて、現場周辺、前田地区だけでなく、いつも冠水する名蓋川の下流の方もあるわけで、全町的に見回しておりまして、強制排水の指示を出すということでありまして。もしかすると指示を出して実際に始まるまで少し時間があって、現地

の人たちは気をもんでいるのかもしれませんが、実は具体的な日にちは忘れましたが、本当に大雨が降ったときに強制排水を、国道 347号、旧道ですね、あそこにやりまして、その排水したものがのみ切れなくて、御存じだと思うんですが、自動車整備工場に逆流していったんですね。そして事務室に30センチ以上冠水をしました。ということは、実は下流の水路がすべてのみ切れていない。強制排水することによって逆に2次災害が起きてくるという。お見舞金だけで済んだんでありますが、私も直接お伺いしておわびを申し上げたんですが、おわびをし切れない部分が多分にありますし、これから異常天候で局地的に大雨が降るといようなことは本当に心配されます。

そういうときにどうしたらいいのかということですが、このところ大崎西部、国営土地改良事業の一環で、館山の下流から直接股川水路から田川に抜ける水路もつくっていただいたので、もう少し西側の部分の鉄砲水はある部分では田川に抜きましたので、少しは緩和されたと思います。町もあるいは用地代等々も負担をしまして、あれはとてもいいものをつくっていただいたと思うんですが、お話があったように羽場、城生丘陵地帯から一気にあの地域に出てきて、もうそれを受けるだけの水路がないんですね。本来はあの辺の水田が貯水池になっている。ですけれども、それでもまだまだのみ切れなくて、少しイタチごっこみたいなところがありまして、これを解決するには国にお願いして、今の丸ホ工業さんのところの、宮城交通の営業所のところの水路を3倍ぐらいにしないとだめなんだそうです、のみ切れなくてということで、現時点では国はなかなか乗ってくれないということで、やはり強制排水で少しずつ流してバランスをとっていくしかない。そうでなければ、相当大きな貯水池をつくらなければならない。水深3メートルぐらいのものをつくらなければ、広さの問題もありますけれども、そういうことで、だったらさっぱり解決策にならないんでないかと。まさにそのとおりでありまして、御案内のとおり平成10年と11年度にかけてコンサルに総合的に検査、調査をしていただいた結果もそのようなものであって、どう対策をしたらいいか本当に頭の痛いところでありまして、もうできるだけ上流である川に流入してくる分をどこかに逃がしてやりながら強制排水をするという手段しかないのでありまして、もちろん国の方にもこういう現状だということを写真なりビデオに撮って、改修していただかなければならないんだということの要望をこれからしていくべきだろうというふうに思いますので、引き継ぎで努力をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（米澤秋男君） 18番。

18番（星 義之佑君） どうもお答えありがとうございます。

それで、今町長のお話の中にもありましたけれども、仙南9市町、これはついせんだって、12月9日の河北新報なんですけれども、これで私も見ておったんですけれども、激変緩和といふこと言葉で表現していますけれども、加美町としては取り組みをしておるといふのはどのようにしているのか。例えば単体でといふのかあるいはこういう広域行政組合とかそういったもので行うのか。その辺のところをひとつお伺いをいたしたいというふうに思います。

あと、前田につきましては、私自身も町長と同じように大変な地域だなというふうには感じておるんですが、ああいう事態になると、私が一番そばにいるものだから必ず電話よこすんだおんね。そういうことで、まさか行かないわけにはいかないから、やはり行っているいろいろお話ししたり、ポンプの方の手配などをしたりしてくるわけなんです。ひとつポンプの強制排水の方も結果が悪く出るのか、それはやってみないとわからないことだと思っておりますよね。ですからその辺のところ、やはり一度試験的にでもいからやってみてはどうかというの、私はいいんじゃないかなというふうに思います。でないと、業者の方でもそのように思っているのに、何だか町の方で全然何ば言っても聞かないとかということが出てくると思っておりますよね。その辺のところをもう一度お願いします。

議長（米澤秋男君） 町長。

町長（星 明朗君） まず、障害者自立支援の激変緩和措置のことではありますが、今実は仙南9市町の場合には2006年度は75%、新聞、このとおりでありますね。2007年度は50%、2008年度は25%ずつ段階的に負担率を低くしていく、町のあれを大きくしていくということなんだろうというふうに思いますが、月額負担の上限額についてということでもありますし、また大崎市初め今いろいろ資料収集をしまして、特に大崎市は1市6町でありますから、その部分とそれから町の4町、色麻町を含めて、等々で今検討していくということでもありますので、今何%というのは今の時点で申し上げられないということで御理解いただきたいとします。

それから、前田地区のことではありますが、委託の方法ですね。どの時点でということは指示しておかなくてはならないわけですね。雨が降ったら必ずやれよと言うと、しょっちゅう動かしていなくてはならなくなると、予算的にも大変になる。業者さんは危ないというときにすぐ回っていた方が安心なのかもしれません。そういうタイミングがありますが、いわゆるタイミング等について協議をして、可能であれば御指摘の方法でやってまいりたい。これから大雨が降ることがあるかもしれませんが、早速委託業者さんと協議をするように指示をいたしたいとします。以上であります。

18番（星 義之佑君） どうもいろいろありがとうございました。それでは、これで私の質問

を終わります。

議長（米澤秋男君） 以上をもちまして18番星 義之佑君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

---

日程第4 報告第14号 専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校  
特別教室棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）

議長（米澤秋男君） 日程第4、報告第14号専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校特別教室棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第14号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

ただいま提案申し上げましたように、加美町立中新田中学校特別教室棟大規模改造工事請負変更契約の締結についてであります。本案件は、平成18年5月19日に開会された加美町議会第3回臨時会において御承認をいただき、宮崎建設株式会社代表取締役佐藤 傑氏と契約いたしました加美町立中新田中学校特別教室棟大規模改造工事について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を経た工事請負契約で、契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成18年10月25日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、一つとして外壁れんが調のタイル張り部分のうち、破損等により下落のおそれがある箇所についての張りかえ追加工事。二つとして大崎土木事務所の指導により中央渡り廊下の南側1階及び2階に防火扉設置の追加工事ができたこと。三つとして内部の鉄筋コンクリート造耐震壁の設置に伴う給排水設備配管及び電源設備の移設工事等の変更を行ったもので、これにより変更前契約額7,401万4,500円に682万5,000円を追加し、8,083万9,500円に変更したものであります。

なお、本案件につきましては、平成18年11月16日に完成引き渡しを受けております。

以上、専決処分した事件の報告といたします。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第14号専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校特別教室棟大規模改造工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第5 報告第15号 専決処分した事件の報告について（平成18年度住民バス車両（10人・15人乗り車両）購入物品売買変更契約の締結について）

議長（米澤秋男君） 日程第5、報告第15号専決処分した事件の報告について（平成18年度住民バス車両（10人・15人乗り車両）購入物品売買変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第15号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成18年9月12日に開催された加美町議会第3回定例会において承認をいただき、有限会社中島自動車整備工場代表取締役中島 治氏と契約をいたしました平成18年度住民バス車両（10人・15人乗り車両）の購入について、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を経た物品購入で、契約金額の10%以内、ただしその金額が1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成18年10月25日付で物品販売変更契約締結の専決処分を行ったため地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

その内容は、バスを乗降する際の安全性に配慮し、手すりを1カ所から2カ所に増加設置したこと。走行時の安全性を確保するため、座席にひじかけを追加したもので、これにより変更前契約額1,349万2,500円に30万300円を追加し、1,379万2,800円に変更したものであります。

なお、本件につきましては、平成18年10月30日に完了し、引き渡しを受けております。

以上、専決処分した事件の報告といたします。以上であります。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第15号専決処分した事件の報告について（平成18年度住民バス車両（10人・15人乗り車両）購入物品売買変更契約の締結について）を終了いたします。

---

日程第6 報告第16号 専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校校舎改築工事請負変更契約の締結について）

議長（米澤秋男君） 日程第6、報告第16号専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校校舎改築工事請負変更契約の締結について）報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第16号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成18年5月19日に開催された加美町議会第3回臨時会において承認をいただき、丸か建設株式会社代表取締役佐々木浩章氏と契約をいたしました加美町立中新田中学校校

舎改築工事について、地方自治法第 180条第 1 項の規定により議会の議決を経た工事請負契約で、契約金額の10%以内、ただしその金額が 1,000万円以下の増減による変更金額については町長の専決事項であることから、平成18年11月13日付で工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため地方自治法第 180条第 2 項の規定により報告するものであります。

その内容は、一つには天井内に設置される給排水施設配管等のメンテナンスを容易にするため、天井点検口を41カ所から49カ所とした追加工事。二つ目として、開口部の一部について大崎土木事務所の指導により火災時の延焼被害を最小限に抑えるため厚さ 4 ミリの強化ガラスから 6.8ミリの網入り型ガラスへの変更工事。三つ目として、オイルタンク及び計測装置について、中新田消防署の指導により規格形成の変更に伴う追加工事等を行うもので、これにより変更前契約金額 4 億 7,880万円に 990万 1,500円を追加し、4 億 8,870万 1,500円に変更したものであります。

なお、今後の予定につきましては、安全性を確保するため、冬休み期間中に防災監視基盤の移設を行い、その後に消防署の検査を受けることから、平成18年12月25日であった完成期日を平成19年 1 月15日に変更するものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第16号専決処分した事件の報告について（加美町立中新田中学校校舎改築工事請負変更契約の締結について）を終了いたしました。

---

日程第 7 報告第 1 7 号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）

議長（米澤秋男君） 日程第 7、報告第17号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

町長（星 明朗君） 報告第17号専決処分した事件の報告について説明申し上げます。

本案件は、平成17年12月19日午後 3 時ごろ、加美町字北寺宿 2 番地 1 地内において町所有の除雪車両が、町営北原住宅内道路を除雪作業中、広場に除排雪をしていた際に、除雪ローダサタンの排土板が駐車場にとめていた乗用車に接触し、フロントバンパーに損害を与えたもので、示談交渉に時間を要したため損害額の決定がおくれましたが、今回、過失割合が町 100%で、賠償額が11万 8,660円と決定をいたしました。そこで、地方自治法第 180条第 1 項の規定により、法律上町の業務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内



においてその額を定めること及びこれに伴う和解に関することは町長専決事項に当たることから今回専決処分したものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これにて報告第17号専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日は10時より全員協議会の開催となりますので、本議場に御参集願います。

本会議につきましては終了後の開会となります。

本日は大変御苦労さまでした。

午後4時16分 散会

